

税制にまつわる「神話」を検証する

クロヨン、赤字法人、益税の実態

税制にまつわる「神話」について、あらためてその根拠や正当性を検証すると、必ずしも科学的根拠のないものもある。「神話」の代表例は、クロヨン、赤字法人、消費税に伴う益税である。これらはそもそもその実態について、科学的な分析がなされたものではない。クロヨンは、過去に実証的な研究がなされたものもあるが、経済・社会情勢が目まぐるしく変わる中で現在も通用する概念かどうか定かではない。赤字法人については、その実態はほとんど解明されていないし、益税については消費税の本場・欧州では議論されたことのない、わが国固有の概念とも言える。しかし、これらの「神話」は、わが国の税制議論でそれなりの存在感を發揮している。「クロヨンがあるから年金一元化は難しい」「赤字法人があるから法人税減税は効果がない」「益税があるから消費税率の引き上げは反対だ」という意見である。そこで、これらの「神話」について、今日の目で見ながら、過去の研究成果も参照しつつ、その正当性について検証してみた。今後の冷静な税制議論につながることを期待したい。

大きな負担差はない？

クロヨンというのは、税務署による所得捕捉率の差のことである。給与所得者・自営業者・農業所得者の間には、クロヨン(9・6・4)という捕捉率の格差があり、不公平だ

と言われている。

給与所得者の所得は源泉徴収制度があるのほぼ完璧に把握されているが、個人事業者の場合、必要経費を自ら計算して申告するので、本来経費に入らない私的消費が紛れ込むことが理由とされてきた。

税法では、このような私的消費を、

家事費・家事関連費と定義して、収入から控除できる経費と区別し、家事関連費については、事業用経費と私的消費の区分が明確にされている場合(例えば自動車の使用日報を付けているような場合)に限って経費

に算入できることになっている。

しかし、個人に対する税務調査の機会に限られており、現実には家族との外食の代金などの家事費(私的消費)が経費に混入し、所得が低くなっている場合がある。

では、クロヨンによって損なわれている税収はどの程度の規模なのか。1981年に石弘光一橋大学教授(当時)は、国民経済計算(SNA)を用いて所得捕捉率の推計を行い、クロヨンに近い捕捉率の格差が存在することを示した。しかしその後、個人事業者の急激な減少など経済社会の情勢は大きく変化している。2003年に当時内閣府の大田弘子氏などが新たなデータで所得捕捉率を推計した研究成果は、①97年時点

中央大学法科大学院教授
森信茂樹

もりのぶ・しげき 京大法卒。73年大蔵省(現財務省)入省、主税局総務課長、財務省財務総合政策研究所長などを経て07年から現職。著作に「消費税、常識のウソ」(朝日新書)、「日本の税制何が問題か」(岩波書店)など。

では所得の捕捉率は10・9・8に近い比率に縮小してきている②背景としては、税務執行体制の強化や農業分野における構造変化や所得標準の廃止等の要因が考えられる―として、(景気判断・政策分析デイスカッション・ペーパー)「所得税における水平的公平性について」。

一方、これと比較される給与所得者の方は、社宅や交際費、役員用自動車など「フリッジベネフィット」への課税が十分とはいえない、との指摘がなされている。加えて、給与所得者の経費相当分である給与所得控除額がクロヨンを念頭に置いて過大に設定されているため、実質的な税負担は事業所得者と変わらないとも言われている。政府税制調査会も、給与所得控除額に、クロヨン加算部分があることを公式に認めている。

現状では結局、給与所得者と事業者の間に、それほど大きな税負担の差異はないということになりそうだ。また、個人事業者の申告数は140万人強で、給与所得者の4000万人と比べて3%強と圧倒的にその割合は低い。

大田報告も、「現行制度に基づき給与所得者と事業所得者の課税最低

限、実効税率などの比較を行った結果、給与所得者のほうが制度上有利となつている。事業所得者において専従者控除を用いた所得分割を行ったとしても、給与所得者の共働き世帯と比較すればその差はないことになる」と指摘している。

この問題は税制の分野にとどまらない。社会保障制度は正確な所得の把握を前提に構築されており、それが正確でないとすると、社会保障制度そのものの根幹が揺らぐことになる。そこで、新たに有益な社会保障制度の導入が議論される際、「クロヨンがあるからそのような制度の導入は望ましくない」という議論がなされることがある。

例えば、消費税の逆進性対策としての給付付き税額控除や年金一元化の議論で、「所得把握が十分でないから、そのような制度はうまく機能しない」という意見である。しかし先進諸国では、同じく自営業者の所得把握が課題であるにもかかわらず、給付付き税額控除や年金一元化を導入している国が存在する。前述のように、クロヨン問題は、現状では言われているような程度のものでなく、それを根拠に有益な社会保障制

度の議論がストップするとしたら、本末転倒であろう。

16年から社会保障・税番号制度が開始される。番号により直接クロヨンを防止する効果は限定的かもしれないが、個人事業者の正確な納税に向けての大きなプレッシャーになることは間違いない。番号を活用して、より正確な所得の把握の向上に努めることが国家の責務である。

法人減税の意義は大きい

11年の国税統計を見ると、わが国にはおよそ260万の法人があり、そのうち72%が赤字(税務会計上の欠損法人)である。資本金1億円超の赤字法人割合は52%に下がるので、赤字法人は圧倒的に資本金1億円未満の中小企業に多いことが分かる。

これは、個人事業形態より法人形態で事業を行った方が税制面で有利になる「法人成り」というタックスプランニングによるもので、わが国特有の現象である。

法人形態で事業をする場合、利益には法人税がかかり、税引き後の利益を株主に配当すると所得税がかかるので、二重(2度)課税が生じる。つまり、法人形態の事業は税制上不

利なはずである。

では、なぜ「法人成り」をするのか。それは、「法人成り」により妻や子供など家族を役員などにするこゝとで所得分散による累進税率の回避が可能となるからである。役員給与は法人の損金(経費)になるので、赤字にすれば法人税を回避することができる。また、経営者(社長)の役員給与は、法人段階で経費になり、個人段階では給与所得控除が適用される。控除が2回行われ、結果として税負担は軽減される。

具体的に個人事業主の所得と比較してみよう。売り上げから売上原価を差し引いた粗利から人件費などを差し引くと、課税対象となる個人事業主の所得となる。その場合、自らの給与を必要経費として差し引くことはできない。

しかし「法人成り」すると、経営者自らの報酬は必要経費として損金算入される上、所得税の給与所得控除の対象となるので、個人事業の場合と決定的に異なる。

このようなタックスプランニングを行えるのは、「同族会社」(上位3株主グループによる持ち株割合が合計で50%を超えている会社)で、中

でも1株主グループによる持ち株割合等が50%を超えている「特殊支配同族会社」であろう。そこで06年度に法人税法が改正され、「特殊支配同族会社」の役員給与については、給与所得控除相当額の損金算入を認めない制度が導入された。

しかし、給与所得控除の否認は所得税の中で行うべきだとの批判にさらされ、政権交代直後の民主党により10年度改正で廃止された経緯がある。この問題は現在も課題として残っており、現政権のもとで今後、給与所得控除の適正化という形で議論が続くと考えられる。また応益税である地方税の中で、法人住民税の均等割部分を大幅に拡大したり、外形標準課税の適用範囲を拡大する形で赤字法人対策も検討されるであろう。

問題は、「赤字法人が多いから法人税減税は効果がない」という議論が出ることである。法人税減税と「法人成り」との間に直接の関係はない。国税統計を見ると、数にしてわずかに0.5%の資本金1億円以上の企業が、法人所得の60%以上を稼ぎ出しており、彼らにとつては法人税減税の意義は大きい。二つの問題を区別

しつつ、それぞれ適切に対応すべきだ。

縮小・廃止すべき簡易課税制度

最後に取り上げるのは、「消費税の神話」ともいうべき益税である。益税については、2〜3兆円規模で存在しており、そこをただせば消費税率の引き上げは必要ないという見解がある。関西社会経済研究所研究員の鈴木善充氏は、SNAデータによる益税額の推計を行い、「05年時点での益税の発生額全体は、約5000億円、簡易課税による発生額が約1000億円であることを考えると、免税点制度による益税発生額は約4000億円と見込まれる。仮に消費税率を10%まで引き上げた場合には、約8000億円の益税が発生する可能性がある」という計算を公表している（「消費税における益税の推計」、「会計検査研究」第43号）

消費税は、事業者の「売り上げに對する消費税額」から「仕入れに對する消費税額」を控除して事業者が申告納税する。事業者は、消費税分を取引価格に上乗せして相手方に転嫁し、最終的に消費者に負担を求め

る。

ただし、一定の事業規模以下の事業者については、その手間を軽減するため納税義務が免除されたり（免税事業者）、簡単な計算方法で納税額の計算を行うこと（簡易課税制度）が認められており、「中小特例」と称される。この特例が「益税」という問題を生じさせ、課税の公平性の観点から問題となることは、筆者も認識している。

問題は、「益税」には二つの異なるコンセプトが混在しているので、双方を区分して考える必要があるということである。この認識がなければ過大な推計になり、消費税への無用な批判を招くことになる。

「益税」に関する二つのコンセプトの第1番目は、売上高1000万円以下の免税事業者から商品を買った、税抜き価格が1000円の場合に消費税込みと称して1050円を請求された、というようなケースである。これは、免税事業者が、「仕入れ価格にかかっている消費税額以上の価格の引き上げ」を消費税分と称して消費者に求めたということになり、その差額は免税事業者のポケットに「益税」として入る。

では、50円が益税に当たるのかというところ、そうではない。仕入れにかかるコストが800円とすると、免税事業者が仕入れる際に消費税が40円かかっている。免税事業者も、仕入れにかかる消費税額は負担するので、「仕入れ価格にかかっている消費税額以上の価格の引き上げ」部分は、お客さんから預かった50円（1050円-1000円）から、仕入れにかかる消費税額の40円を差し引いた10円ということになる。つまり免税事業者は1040円で販売すれば、仕入れの消費税額40円を消費者に転嫁することができ、「益税」はないことになる。

しかし、商売の実態として、税抜き価格1000円の商品を1040円として販売することが可能だろうか。光熱費や電話代などにも消費税がかかり、店ごとにコストが異なる中で、このような議論は商売の実態を見ない空論ということになる。モノの価格は需要と供給によって決まるといふ経済原則に立つと、10円を「益税」と呼ぶことにはやや違和感がある。これが筆者の感覚である。実際、デフレ経済のもとでは消費税部分が相手方に転嫁できず、自らの

マジンの中から負担する「損税」が生じているといわれている。来年の消費税率の引き上げに際して消費税率転嫁対策特別措置法が制定されたが、中小事業者がいかに転嫁に苦勞しているかを物語っていると云える。

筆者が08年度のSNAを使って消費税率を計算したところ、国内総生産(GDP)は494兆円、うち消費税率の課税対象となる項目は民間消費支出である。しかしその中には、帰属家賃(持ち家所有者は所有者自身に家賃を払っているとして計算したもの)や消費税率非課税の医療費、家賃なども含まれており、それらを除く必要がある。

次に、民間設備投資は仕入れ税額控除の対象となるので、消費税の課税ベースから除く必要がある。このようにして計算すると、消費税の課税対象となるのは、民間消費支出(284兆円)から帰属家賃(47兆円)、帰属保険サービス(10兆円)、医療費(国民医療費35兆円のうち医療機関のマジン分を3割として10兆円)など計67兆円を除き、①公的固定資本形成(公共投資)21兆円②民間住宅投資13兆円を加えた額となる。

つまり、284-(47+10+10)+21+13=251で、消費税の課税対象となる支出は251兆円となる。これに105(支出額には消費税率5%が加算されているので)分の5%を乗じると、12・0兆円が消費税率となる。08年度税収である12・5兆円と比べると、益税が存在しないどころか、転嫁できない損税が生じているという結果になる。

一方で、「益税」が厳然として生じている制度がある。これが2番目の問題である。それは簡易課税制度で、課税売上高が5000万円以下の事業者について、業種ごとに定められたみなし仕入れ率を使って納付税額を計算できる制度である。現行消費税率制度のもとでのみなし仕入れ率は以下の通りである。

- 第1種事業(卸売業) 90%
- 第2種事業(小売業) 80%
- 第3種事業(製造業等) 70%
- 第4種事業(その他) 60%
- 第5種事業(サービス業等) 50%

この制度については、基準期間の課税売上高を見直したり、みなし仕入れ率自体を見直すなど適用範囲を縮小してきているが、依然一部の事業についてみなし仕入れ率が高過ぎ

るといふ批判がある。例えばサービス業、なかでも弁護士や税理士といった「士業」と呼ばれる事業者の実際の仕入れ率は50%よりかなり低い水準であるといわれている。仕入れ率が過大ということは、実際より多くの仕入れ税額控除ができることを意味し、この場合には「益税」が目に見える形で存在していることになる。

例えば2000万円の課税売上高の弁護士で実際の課税対象経費が30%とした場合、本来は2000万円×(100-30)×105分の5=66万7000円の消費税額を納めなければならぬが、みなし仕入れ率を使うと、2000万円×(100-5)×105分の5=47万6000円と、20万円弱の益税が発生する計算となる(拙稿「益税」発生の主犯は簡易課税制度 大幅に縮小・廃止せよ」ダイヤモンド・オンライン<12年3月30日>)。

問題なのは、本来事務処理能力への配慮から設けられた制度であるにもかかわらず、制度の運用の実態を見ると、消費税の本則計算をした場合と、簡易課税制度を適用した場合で、どちらの税負担が有利になるか

を比較するという運用例が多いといわれていることである。

そこで、12年の社会保障・税一体改革大綱では、「簡易課税制度のみなし仕入れ率については、今般、同制度に関する実態調査を行ったところ、業種によっては、みなし仕入れ率の水準が実際の仕入れ率を大幅に上回っている状況にあることが確認された。今後、さらなる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、みなし仕入れ率の水準について必要な見直しを行うものとする」と記されている。

税負担の公平性から言って、簡易課税制度は大幅に縮小の方向で見直すべきである。とりわけ法人に対しては、規模が小さくてもきちんと計算できるはずなので、廃止してもよいと筆者は考える。

数々の「神話」を見てきたが、その存在がそれ以上の議論を停止させているという現状がある。今後のわが国の税制や社会保障制度を抜本的に改革していく場合には、このような思考停止をやめて、もう一歩踏み込んだ議論をしていくことが重要である。そのことを本稿で問題提起した次第である。